

原規規発第 1912253 号  
令和元年 12 月 25 日

関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹 殿

原子力規制委員会

高浜発電所第 4 号機に係る発電用原子炉施設の工事の計画の届出  
に係る工事開始制限期間について

2019 年 11 月 15 日付け関原発第 357 号をもって届出があり、令和元年 12 月 13 日付け原規規発第 1912133 号をもって核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第 43 条の 3 の 10 第 5 項の規定に基づき、同条第 2 項に規定する工事を開始してはならない期間を延長した高浜発電所第 4 号機に係る発電用原子炉施設の工事の計画については、工事を開始して差し支えありません。